主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人尾形再臨の上告理由について。

所論原審の認定判断は、原判決(その引用する第一審判決を含む。以下同じ。) 挙示の証拠に照らして肯認することができ、右認定事実によれば、<u>本件売買契約に</u> <u>おいては、所論公租公課の負担は附随的債務とはいえないから、その不履行を理由</u> <u>とする本件契約解除を有効とした原審の判断に所論の違法はない。</u>所論引用の判例 は本件に適切でなく、所論は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の評価ないし 事実の認定を非難するに帰し、すべて採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の とおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	官	関	根	小	郷
裁判	官	田	中	=	郎
裁判	官	下	村	Ξ	郎
裁判	官	天	野	武	_
裁判	官	坂	本	吉	勝